

## 奈良県観光地域づくり推進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、奈良県の観光GDPの飛躍的かつ持続的な拡大を目指し、本県が県内観光産業の面的強化・基盤強化を図るために取り組んでいる「観光地域づくり」の推進に資する事業を実施する者に対し、その経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 観光施設

市町村が設置する博物館、資料館、体験施設等の観光客が毎年一定数訪れている又は訪れると推定される施設をいう。

#### (2) 観光スポット

主要な観光地において既に集客力がある又は見込むことができる施設等をいう。

#### (3) 観光協会

地域の観光資源を活用し、外国人をはじめ観光客の受入れなど観光振興に資する取り組みを行う団体であって、法人格を有するもの又は、規約等を有し、団体の意思を決定し、及び執行する組織が確立されており、かつ予算、決算及び会計処理が行われているものをいう。

#### (4) 観光関連事業者

地域の観光資源を活用し、外国人をはじめ観光客の受入れなど観光振興に資する取り組みを行うもの又は施設等を営むものをいう。

#### (5) 宿泊事業者

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けたものをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本県の「観光地域づくり」の推進に資する以下の事業であって、知事があらかじめ事業計画について認めたものとする。

- (1) 災害時における観光施設等の環境整備
- (2) 観光資源・観光案内標識の多言語化整備
- (3) イベントの企画・造成
- (4) 観光コンテンツの企画・造成・販路開拓
- (5) 魅力的な奈良の産品・食品の開発
- (6) 多様なニーズに対応できる宿泊施設の改修
- (7) 観光施設等のバリアフリー化
- (8) 観光産業人材の育成
- (9) 無料公衆無線LAN環境の整備

- (10) 公衆トイレの洋式化
- (11) 観光施設等の整備・改良
- (12) 地域の魅力の情報発信・プロモーション
- (13) オーバーツーリズムの未然防止・抑制
- (14) 宿泊施設の人材不足解消
- (15) 地域の観光課題の解決に向けた調査等

2 前項の規定にかかわらず、県が出資、補助等を行っている事業は補助対象としないものとする。

(補助対象事業者等)

第4条 各事業の補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）、補助を受けるための要件（以下「補助要件」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）等は、別表2-1から別表2-15のとおりとする。ただし、次に掲げる経費を除くものとする。

- (1) 補助対象事業者の運営にかかる経常経費（事業経費と明確に区別できない光熱水費を含む）
- (2) 人件費
- (3) 食料費
- (4) 土地の取得に要する経費
- (5) 補助対象事業者の構成員等に対する謝金及び旅費
- (6) 施設等の維持管理に要する経費
- (7) 各号に掲げるほか、補助することが適当でないと認められる経費

(補助金の額)

第5条 各事業における知事が交付する補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費から国庫補助金、地方公共団体又は民間団体からの補助金、助成金等の収入及び補助対象事業の実施により得られた入場料等の収入を除いた額（以下、「補助基礎額」という。）に3分の1を乗じた額（千円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額）以内とする。ただし、複数の市町村又は複数の市町村にまたがる地域の市町村及び観光関連事業者で組織する連携団体において実施している事業にあつては、補助金の額は、補助基礎額に2分の1を乗じた額（千円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額）以内とする。また、補助金の額が別表2-1から別表2-15の補助上限額を超える場合には、当該補助上限額とする。

(補助事業の実施期間)

第6条 補助対象事業の実施期間は、交付決定の日から当該年度の末日までとする。ただし、第9条に規定する書類を知事に届け出たときは、この限りではない。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、奈良県観光地域づくり推進補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1号様式 別紙1）

- (2) 収支予算書（第1号様式 別紙2）
- (3) 国へ提出した要望書及び添付書類の写し（該当がある場合）
- (4) 国へ提出した交付申請書及び添付書類の写し（該当がある場合）
- (5) 国庫補助金の交付決定通知書の写し（該当がある場合）
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （補助金の交付の決定）

第8条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において、審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、書面により通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

#### （指令前着手）

第9条 補助金の申請者が、やむを得ない事由により前条の交付決定を受けないで、補助対象事業に着手しようとするときは、奈良県観光地域づくり推進補助金指令前着手届（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

#### （申請の取下げ）

第10条 第8条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

#### （変更等の承認の申請）

第11条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、速やかに奈良県観光地域づくり推進補助金変更承認申請書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書（第3号様式 別紙1）
- (2) 収支予算書（第3号様式 別紙2）
- (3) 変更内容の概要がわかる書類

(4) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、奈良県観光地域づくり推進補助金事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第12条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以下の増減とする。

(指示及び検査)

第13条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、奈良県観光地域づくり推進補助金実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

(1) 事業報告（第5号様式 別紙1）

(2) 収支決算書（第5号様式 別紙2）

(3) 国へ提出（予定）する実績報告書及び添付書類の写し（該当がある場合）

(4) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けた者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第16条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に書面により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良県観光地域づくり推進補助金請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第8条第3項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。

(2) 第11条の規定に違反したとき。

- (3) 第13条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、もしくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 補助金の交付を受けた者が、その使用についてこの要綱に違反したとき。
- (6) 補助事業者が第20条に定める処分制限期間において処分を制限された取得財産等の処分を行ったとき。

(補助金の返還)

第18条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、同条第6号の規定に該当する補助金の返還額については、補助金交付決定後の経過年数により別表1のとおりとする。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、効果的に運用しなければならない。

(取得の処分の制限)

第20条 規則第20条第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機器及び器具とする。

- 2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ奈良県観光地域づくり推進補助金財産処分承認申請書(第7号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の経理等)

第21条 補助事業者は、補助金にかかる経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第22条

- 1 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書(第8号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月17日から施行する。

別表 1

補助金交付決定後の経過年数	返還すべき補助金の額
1 年未満	補助金交付額の全額（100%）
1 年以上 2 年未満	補助金交付額の 80%
2 年以上 3 年未満	補助金交付額の 60%
3 年以上 4 年未満	補助金交付額の 40%
4 年以上 5 年未満	補助金交付額の 20%

別表 2 - 1

災害時における観光施設等の環境整備

補助対象事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町村</li> <li>2. 複数の市町村で組織する広域連携団体</li> <li>3. 観光協会</li> <li>4. 商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会並びに商店街及び商業団体等で法人格を有する団体</li> <li>5. 市町村及び観光関連事業者で組織する連携団体</li> </ol>
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光スポット内、観光スポット周辺又は観光スポットまでのアクセス経路上に位置しており、旅行者が通常利用する施設および経路における整備であること</li> <li>・災害時の利用について、関係地方公共団体との調整が整っていること</li> <li>・災害時に避難施設として機能すること</li> </ul>
補助対象経費	<p>観光施設等における避難所機能の強化に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常用電源装置</li> <li>2. 情報端末への電源供給機器</li> <li>3. 災害用トイレ</li> <li>4. 避難所機能にかかる施設整備・改良</li> <li>5. 案内標識</li> <li>6. 案内表示</li> <li>7. その他避難所機能強化にかかる整備に付随するもの</li> </ol>
補助上限額	200万円

別表 2 - 2

観光資源・観光案内標識の多言語化整備

補助対象事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町村</li> <li>2. 複数の市町村で組織する広域連携団体</li> <li>3. 観光協会</li> <li>4. 商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会並びに商店街及び商業団体等で法人格を有する団体</li> <li>5. 市町村及び観光関連事業者で組織する連携団体</li> </ol>
補助要件	<p>観光スポット内、観光スポット周辺又は観光スポットまでのアクセス経路上に位置しており、旅行者への多言語での観光情報の提供を目的とする自然・歴史・文化等の観光資源にかかる揭示物や観光案内標識等の整備であること</p>
補助対象経費	<p>揭示物・観光案内標識等の多言語化に関わる整備・改良に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本工事費</li> <li>2. 附帯工事費</li> <li>3. 機器購入費</li> <li>4. 事務費</li> <li>5. コンテンツ作成</li> <li>6. ホームページ等の整備</li> <li>7. AIチャットBot</li> <li>8. 無料公衆無線LAN環境の整備</li> <li>9. その他揭示物や観光案内標識等の多言語化整備に必要と認められる経費</li> </ol>
補助上限額	200万円

別表 2 - 3

イベントの企画・造成

補助対象事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町村</li> <li>2. 複数の市町村で組織する広域連携団体</li> <li>3. 観光協会</li> <li>4. 商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会並びに商店街及び商業団体等で法人格を有する団体</li> <li>5. 市町村及び観光関連事業者で組織する連携団体</li> <li>6. 登録観光地域づくり法人（ただし、県が出資している法人は除く）</li> </ol>
補助要件	新たに企画・造成し、当該年度中に実施するイベントであること
補助対象経費	<p>文化・スポーツイベントや、新たなニーズや技術を取り入れたイベントの企画・造成にかかる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運営にかかる経費</li> <li>2. 広告・宣伝にかかる経費</li> <li>3. その他イベントの企画・造成に必要と認められる経費</li> </ol>
補助上限額	200万円

別表 2 - 4

観光コンテンツの企画・造成・販路開拓

補助対象事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町村</li> <li>2. 複数の市町村で組織する広域連携団体</li> <li>3. 観光協会</li> <li>4. 商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会並びに商店街及び商業団体等で法人格を有する団体</li> <li>5. 市町村及び観光関連事業者で組織する連携団体</li> <li>6. 登録観光地域づくり法人（ただし、県が出資している法人は除く）</li> <li>7. 民間事業者（法人格を有する）</li> <li>8. 宿泊事業者</li> </ol>
補助要件	新たに企画・造成する観光コンテンツ又は既存コンテンツの磨き上げを行うものであること
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 観光コンテンツの企画・造成にかかる経費</li> <li>2. 観光コンテンツの企画・造成に必要となる備品や設備の導入にかかる経費（汎用性がなく、事業の目的外使用になり得ないものに限る）</li> <li>3. 企画・造成した観光コンテンツの販路開拓にかかる経費</li> <li>4. その他観光コンテンツの企画・造成・販路開拓に必要と認められる経費</li> </ol>
補助上限額	200万円

別表 2 - 5

魅力的な奈良の産品・食品の開発

補助対象事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町村</li> <li>2. 複数の市町村で組織する広域連携団体</li> <li>3. 観光協会</li> <li>4. 商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会並びに商店街及び商業団体等で法人格を有する団体</li> <li>5. 市町村及び観光関連事業者で組織する連携団体</li> <li>6. 登録観光地域づくり法人（ただし、県が出資している法人は除く）</li> </ol>
補助要件	地域資源を活用した産品・食品であること
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地元食材を活用したメニュー、土産物の開発にかかる経費</li> <li>2. 開発したメニューや土産物を活用するための経費</li> <li>3. その他メニュー、土産物を開発するために必要と認められる経費</li> </ol>
補助上限額	200万円

別表 2 - 6

多様なニーズに対応できる宿泊施設の改修

補助対象事業者	宿泊事業者
補助要件	県が実施する当該年度の宿泊統計調査に協力すること 県税の滞納がないこと
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 館内共用部の無料公衆無線LAN環境整備</li> <li>2. 館内共用部のトイレ洋式化</li> <li>3. 多言語対応を図るための整備（館内共用部のテレビの国際放送設備の整備、タブレット端末の整備、館内共用部の案内表示の多言語化）</li> <li>4. クレジットカード決済端末の整備</li> <li>5. 自社ホームページの多言語化</li> <li>6. ムスリム等の受入のためのマニュアル作成</li> <li>7. 同一の客室における無料公衆無線LAN環境、トイレ洋式化及び多言語対応を図るための整備の完備</li> <li>8. 非接触型チェックインシステムやキーレスシステムの導入</li> <li>9. ワークーション等環境の整備</li> <li>10. 客室における躯体工事等を伴わない改修等でバリアフリー化を促進するもの</li> <li>11. 共用部における改修等でバリアフリー化を促進するもの</li> <li>12. その他宿泊施設の稼働率及び宿泊者数を向上させるために必要と認められる経費</li> </ol>
補助上限額	<p>上記1～9、12にかかるもの 150万円</p> <p>上記10、11にかかるもの 300万円</p>

別表 2 - 7

観光施設等のバリアフリー化

補助対象事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町村</li> <li>2. 複数の市町村で組織する広域連携団体</li> <li>3. 観光協会</li> <li>4. 商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会並びに商店街及び商業団体等で法人格を有する団体</li> <li>5. 市町村及び観光関連事業者で組織する連携団体</li> <li>6. 民間事業者（法人格を有する）</li> </ol>
補助要件	観光スポット内、観光スポット周辺又は観光スポットまでのアクセス経路上に位置しており、旅行者が通常利用する施設および経路における整備であること
補助対象経費	<p>観光施設等のバリアフリー化にかかる整備・改良に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事費</li> <li>2. 附帯工事費</li> <li>3. 事務費</li> <li>4. その他観光施設等のバリアフリー化に必要と認められるもの</li> </ol>
補助上限額	500万円

## 別表 2 - 8

## 観光産業人材の育成

補助対象事業者	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 市町村</li><li>2. 複数の市町村で組織する広域連携団体</li><li>3. 観光協会</li><li>4. 商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会並びに商店街及び商業団体等で法人格を有する団体</li><li>5. 市町村及び観光関連事業者で組織する連携団体</li><li>6. 登録観光地域づくり法人（ただし、県が出資している法人は除く）</li><li>7. 民間事業者（法人格を有する）</li></ol>
補助要件	観光産業人材を育成するための新たな取組または発展的な取組であること
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 地域の観光産業人材を育成するための研修等にかかる経費</li><li>2. 観光産業人材の活用・スキルアップのための経費</li><li>3. その他観光産業人材を育成するために必要と認められる経費</li></ol>
補助上限額	200万円

別表 2 - 9

無料公衆無線LAN環境の整備

補助対象事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町村</li> <li>2. 複数の市町村で組織する広域連携団体</li> <li>3. 観光協会</li> <li>4. 商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会並びに商店街及び商業団体等で法人格を有する団体</li> <li>5. 市町村及び観光関連事業者で組織する連携団体</li> </ol>
補助要件	旅行者への通信環境の提供を目的とする、無料公衆無線LANの整備であること
補助対象経費	<p>無料公衆無線LANの整備における設備等の購入・設置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公衆無線LAN機器(セキュリティ対策に係るソフトウェアを含む)</li> <li>2. 鉄塔</li> <li>3. 受電設備</li> <li>4. 送受信機</li> <li>5. ケーブル</li> <li>6. 収容板、収容箱、取付用金具、ケーブル用配管、ケーブル用ラック等</li> <li>7. 公衆無線LAN機器等の設定調整費</li> <li>8. 認証システム(既存システムの設定調整費を含む)</li> <li>9. 蓄電池</li> <li>10. 詳細な電波調査・設計費及び現場調査・設計費(図面製作、完成図書作成費)</li> <li>11. 一般管理費</li> <li>12. その他無料公衆無線LAN環境の整備に必要と認められるもの</li> </ol>
補助上限額	200万円

別表 2 - 1 0

公衆トイレの洋式化

補助対象事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町村</li> <li>2. 複数の市町村で組織する広域連携団体</li> <li>3. 観光協会</li> <li>4. 商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会並びに商店街及び商業団体等で法人格を有する団体</li> <li>5. 市町村及び観光関連事業者で組織する連携団体</li> <li>6. 民間事業者（法人格を有する）</li> </ol>
補助要件	旅行者が現に多く利用している、もしくは今後多く利用することが想定され、広く無料で開放しているトイレであること
補助対象経費	<p>公衆トイレの整備及び機能強化のために要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 洋式便器の整備（新設、増設、交換、和式便器の洋式化）</li> <li>2. 温水洗浄便座の整備（新設、増設、交換）</li> <li>3. 洗面器の整備（自動水栓化等）</li> <li>4. 清潔機能向上整備（光触媒タイルの活用等）</li> <li>5. 1～4の整備に伴って整備する設備等（空調設備、外装工事等）</li> <li>6. その他機能強化等に必要と認められるもの</li> </ol>
補助上限額	300万円

別表 2 - 1 1

観光施設等の整備・改良

補助対象事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町村</li> <li>2. 複数の市町村で組織する広域連携団体</li> <li>3. 観光協会</li> <li>4. 商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会並びに商店街及び商業団体等で法人格を有する団体</li> <li>5. 市町村及び観光関連事業者で組織する連携団体</li> </ol>
補助要件	観光スポット内、観光スポット周辺又は観光スポットまでのアクセス経路上に位置しており、旅行者が通常利用する施設および経路における整備であること
補助対象経費	<p>観光施設等の機能強化のために要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 先進機能の整備</li> <li>2. 多言語での情報発信に関わる整備・改良</li> <li>3. 観光施設等の整備・改良</li> <li>4. その他観光施設等の観光客への情報提供、交流機会提供又は利便性向上を目的に導入する設備費用</li> </ol>
補助上限額	500万円

別表 2 - 1 2

地域の魅力の情報発信・プロモーション

補助対象事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町村</li> <li>2. 複数の市町村で組織する広域連携団体</li> <li>3. 観光協会</li> <li>4. 商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会並びに商店街及び商業団体等で法人格を有する団体</li> <li>5. 市町村及び観光関連事業者で組織する連携団体</li> <li>6. 登録観光地域づくり法人（ただし、県が出資している法人は除く）</li> </ol>
補助要件	発信・プロモーションを行う地域の魅力や観光情報に新規性があるもの
補助対象経費	<p>地域の魅力の情報発信・プロモーションにかかる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 旅行博等イベント出展にかかる経費             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 出展ブースの設置費用</li> <li>(2) 事業のための旅費（補助対象事業者の構成員等に対する旅費は除く）</li> </ol> </li> <li>2. 広告・宣伝にかかる経費             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) WEB、SNS を活用した広告経費</li> <li>(2) メディア及びインフルエンサー招請経費</li> <li>(3) 交通事業者等の民間事業者と連携したキャンペーンの実施経費</li> <li>(4) 現地旅行エージェントを活用したプロモーション経費</li> </ol> </li> <li>3. プロモーション資材作成にかかる経費             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) プロモーション画像、動画の作成経費</li> <li>(2) プロモーション用パンフレット類の作成経費</li> </ol> </li> <li>4. その他情報発信・プロモーションに必要と認められる経費</li> </ol>
補助上限額	200万円

別表 2 - 1 3

オーバーツーリズムの未然防止・抑制

補助対象事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町村</li> <li>2. 複数の市町村で組織する広域連携団体</li> <li>3. 観光協会</li> <li>4. 商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会並びに商店街及び商業団体等で法人格を有する団体</li> <li>5. 市町村及び観光関連事業者で組織する連携団体</li> <li>6. 登録観光地域づくり法人（ただし、県が出資している法人は除く）</li> </ol>
補助要件	<p>多くの観光客が訪れることで過度の混雑やマナー違反といった課題が発生している地域や、誘客活動の進展などにより今後こうした課題が発生することが想定される地域であること</p>
補助対象経費	<p>オーバーツーリズムの未然防止・抑制に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受入環境の整備・増強</li> <li>2. 需要の適切な管理</li> <li>3. 需要の分散・平準化</li> <li>4. マナー違反行為の防止・抑制啓発</li> <li>5. 地域住民と協働した観光振興</li> <li>6. その他オーバーツーリズムの未然防止・抑制に必要と認められる経費</li> </ol>
補助上限額	<p>200万円</p>

## 別表 2 - 1 4

## 宿泊施設の人材不足解消

補助対象事業者	宿泊事業者
補助要件	県が実施する当該年度の宿泊統計調査に協力すること 県税の滞納がないこと
補助対象経費	1. 宿泊施設において実施する人手不足の解消に資する以下のシステム、 設備及び備品の購入、導入及び設置 (1) スマートチェックイン・アウトシステム、チャットボット及び宿泊 施設管理システム（PMS）等の各種システム (2) 配膳・清掃ロボット等の設備 (3) その他人手不足の解消に必要な設備・備品 2. 人材不足の解消に向けた経営アドバイザーの派遣等 3. その他宿泊施設の人材不足解消のために必要と認められる経費
補助上限額	200万円

別表 2 - 1 5

地域の観光課題の解決に向けた調査等

補助対象事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町村</li> <li>2. 複数の市町村で組織する広域連携団体</li> <li>3. 観光協会</li> <li>4. 商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会並びに商店街及び商業団体等で法人格を有する団体</li> <li>5. 市町村及び観光関連事業者で組織する連携団体</li> <li>6. 登録観光地域づくり法人（ただし、県が出資している法人は除く）</li> </ol>
補助要件	地域で生じている観光課題を明らかにした上で実施されるものであること
補助対象経費	<p>地域の観光課題の解決のために要する調査等の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現状把握及び課題解決のための調査・分析・検討</li> <li>2. コンサルティングを行う専門家や有識者の派遣等</li> <li>3. その他地域の観光課題の解決に向けた調査等に必要と認められる経費</li> </ol>
補助上限額	100万円